

(案)

総務省

○ 告示第 号

経済産業省

中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第 号）の施行に伴い、及び産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）

総務省

第二百二十六条第一項の規定に基づき、創業支援等事業の実施に関する指針（平成二十六年

経済産業省

一号）の一部を次のように改正し、同条第五項の規定に基づき公表する。

令和二年 月 日

総務大臣 高市 早苗

経済産業大臣 梶山 弘志

創業支援等事業の実施に関する指針の一部を改正する告示

総務省

創業支援等事業の実施に関する指針（平成二十六年 告示第一号）の一部を次のように改正する。

経済産業省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
四 創業支援等事業の実施に関して市町村が果たすべき役割に関する事項 イ・ロ 「略」 ハ 認定市町村は、創業支援等事業を実施するに当たっては、創業支援等事業により支援を受けて創業を行った者に対し、中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第三十条第二項に規定する認定経営革新等支援機	四 創業支援等事業の実施に関して市町村が果たすべき役割に関する事項 イ・ロ 「略」 ハ 認定市町村は、創業支援等事業を実施するに当たっては、創業支援等事業により支援を受けて創業を行った者に対し、中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第三十条第二項に規定する認定経営革新等支援機

関との連携等により創業支援等事業を継続して行うよう努めるものとする。 二 「略」	関との連携等により創業支援等事業を継続して行うよう努めるものとする。 二 「略」
備考 表中の「」は注記である。	

附 則

この告示は、中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年十月一日）から施行する。